

告示

埼玉県告示第千四十七号

測量計画機関である独立行政法人水資源機構利根導水総合事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

独立行政法人水資源機構利根導水総合事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業地域

埼玉県行田市市内

四 作業期間

令和五年八月三十一日から令和六年二月九日まで